

人権啓発等活動拠点のあり方について (提 言)

平成 2 1 年 2 月 6 日

名古屋市人権啓発等活動拠点検討委員会

目 次

はじめに	1
1 活動拠点の目的	2
2 基本理念	2
(1) 人権学習に関する多様な機会の提供	
(2) 市民の参画と協働による人権啓発の推進	
(3) 人権が尊重されるまちづくりへの支援	
3 機能と事業	3
(1) 催事啓発機能	
(2) 研修養成機能	
(3) 情報提供機能	
(4) 調査研究機能	
(5) 相談支援機能	
(6) 交流連携機能	
4 施設の概要	5
(1) 立地	
(2) 施設内容	
(3) 面積	
5 管理運営	7
おわりに	7
資 料	
名古屋市人権啓発等活動拠点検討委員会設置要綱	8
委員名簿	9
検討委員会の開催経過	10

はじめに

名古屋市（以下「市」という。）は、21世紀を展望した市政運営の指導理念として、昭和52年（1977年）に名古屋市基本構想を定め、「ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」として「人間性の尊重」をまちづくりの基本理念と掲げました。平成10年（1998年）には世界人権宣言50周年に臨み、「市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくこと」を宣言しました。

平成12年（2000年）には市のマスタープランである「名古屋新世紀計画2010」（平成12～22年度）を策定し、部門別計画のなかに第6章として「人権と市民サービス」を設け、「人権が尊重され差別や偏見がない社会の実現」に努めることを基本方針にしました。同年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。

こうした背景のなか、市は「名古屋新世紀計画2010」を人権という視点から補完するものとして、平成14年（2002年）3月に、「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすことを基本理念とする「なごや人権施策推進プラン」を策定し、人権施策の総合的・計画的な推進を図ることとしました。

「人権啓発等活動拠点の検討」は、市民の主体的参画とパートナーシップによるまちづくりなどプランの基本理念をより具体化するために、「名古屋新世紀計画2010」と「なごや人権施策推進プラン」のそれぞれの第3次実施計画（平成19～22年度）に事項登載されたところです。

この検討を具体化し進めていくため、平成20年度「人権啓発等活動拠点の調査」が予算措置され、市民、学識経験者等により構成する「名古屋市人権啓発等活動拠点検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会は、人権に関する情報発信や啓発活動など人権啓発等活動拠点（以下「活動拠点」という。）としてのあり方や内容等について調査・検討し、市長への提言を行うこととなりました。

ここに検討委員会での審議・検討内容を整理し、市における活動拠点の「基本的なあり方」について以下のように提言としてとりまとめましたので、市におかれては、この提言を尊重して活動拠点の設置を進められることを要望します。

1 活動拠点の目的

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれたまちを実現するには、市民一人ひとりが人権問題を日常生活の身近にある自らの問題として主体的に考え、学び、行動することが大切であり、またそうすることが大きな力にもなります。活動拠点は人権啓発を市民の参画と協働の観点から推し進め、人権尊重の理念の普及やそれに対する理解を深め、人権が共存するまちの実現をめざすうえで中心的役割を果たすことを目的とします。

市は「なごや人権施策推進プラン」に基づき、共通施策として人権に関する教育・啓発を始め、人権尊重のまちづくり、人権に関する相談・支援を推進するとともに、関係局区が連携して、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者その他・新たな人権に関する問題（注）など分野別施策を推進してきました。活動拠点では、市がこれまで積み上げてきた啓発活動の成果と手法を踏まえ、新しく問題となってくる分野も含め、各分野の要としてより効果的な人権啓発活動を行うことが期待されます。

（注）患者その他・新たな人権に関する問題

なごや人権施策推進プランでは、H I V感染者、ハンセン病患者や元患者、心の不健康、ホームレスの人、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、アイヌの人びと、婚外子、同性愛者、インターネット上の人権侵害、プライバシー保護の問題をあげています。

2 基本理念

上記の目的を達成するために、以下を基本理念とします。

（1）人権学習に関する多様な機会の提供

人権尊重の意識や行動は、憲法を始め世界人権宣言や人権保障のための国際条約などによる人権一般の普遍的な視点からの理解と、身近な生活や社会活動の中にある具体的な人権問題への理解とがあいまって学習されていくことにより、深まっていくものです。

人権についての市民の関心を高め、幅広い学習ニーズに応えるために、適切で効果的な内容や手法で、あらゆる世代や関心事に対応した多様な機会や場の提供に努めるなど、人権に関する「総合センター」としての役割をめざすこと

特に、次代を担う「子ども」たちの発達段階に応じた啓発活動は、人権尊重社

会の実現にとって大切であることから、子どもたちの利用に十分配慮し、学校における人権教育と連携しながらその推進に努めること

（２）市民の参画と協働による人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権を身近な問題としてとらえ、自ら人権について考え、学び、行動することができるようなきっかけとなるよう市民の自主性を十分尊重し、市民の参画と協働を重視した啓発活動や環境づくりをめざすこと

（３）人権が尊重されるまちづくりへの支援

地域社会において人権に関する市民の自主的、主体的な活動が幅広く展開され、人権尊重の意識が広く根づいていくことが「人間性豊かなまち・なごや」の実現にとって重要です。

このため様々な市民参加の手法を取り入れたパートナーシップによる人権尊重のまちづくりのための教育・啓発事業を広範に推し進めていくこと

3 機能と事業

活動拠点は、市民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を育て高めるために次の６つの機能を保有するものとします。

これらの機能に対応する事業は、位置付けや内容手法等に情報機器の活用を始め新たな創意や工夫を凝らすとともに、体制を整備して効果的に実施する必要があります。

（１）催事啓発機能

市では毎年度の事業計画によって、年間を通じて各所で様々な人権啓発に関する行催事を実施していますが、これらの行催事の実施結果やその際の市民アンケート結果なども踏まえ、それぞれの啓発活動が有機的に結びつき、より効果的に実施できるよう企画・調整していくことが求められています。

活動拠点においては、憲法週間や人権週間を始め年間を通じて、同和問題に関して市がこれまで積み上げてきた教育・啓発活動の成果と手法を踏まえ、各人権分野における様々な課題やテーマを計画的・継続的に設定し、展示内容や方法等に創意工夫のある常設展示や企画展示の実施に努めること

（２）研修養成機能

人権について「市民のだれもが、いつでも、どこでも、学べる」環境づくりに努めること

人権に関する様々な分野や学校・地域・企業などを始めとした団体・グループが実施する人権啓発や人権研修についての相談に幅広く対応するため、啓発・学習資料の整備やスタッフの養成・研修に努めるとともにそのネットワーク化を図ること

また、研修講師の登録・紹介などにも対応できる体制の整備に努めること

（３）情報提供機能

人権に関する様々な情報を収集し適切、効果的に提供していくためには、様々な媒体による情報を収集・整理するとともに、迅速に提供できるような仕組みが重要です。

このため専用のホームページを設け、人権に関わる関係施設や団体等のホームページとのリンクを考慮するなど、幅広く情報の提供を行うこと

啓発冊子やパンフレットなどの配布用の啓発資料や閲覧・貸出用ビデオ・DVD等の視聴覚資材を充実させること

また、学校・地域・企業などを始めとした団体・グループの取り組みの紹介や交流も含め、市民団体相互間での情報交換が可能となるような取り組みを検討すること

（４）調査研究機能

市がこれまで実施してきた「人権に関する市民意識調査」「同和問題についての市民意識調査」を始め人権分野ごとの各種調査や各事業実施時のアンケート調査などの結果を検証し、各種の人権啓発や研修、また活動拠点における事業などに活かしていくとともに、市の人権施策や事業に反映させていくこと

また、様々な分野における人権問題の情報収集に努めて広報啓発に活かしていくとともに、関係機関との連携を図るなど、教育・啓発に関する調査研究に努めること

（５）相談支援機能

人権に関する相談については、人権分野ごとに市のそれぞれの事業部門で対応しているほか、国・愛知県の機関や様々な団体等がそれぞれ分野ごとに相談窓口

を開設しています。また人権侵害一般の相談や対応の機関としては法務局と人権擁護委員などがあります。複雑・多様化した相談に的確に対応していくため、こうした相談機関・団体との連携を進めるなど、ネットワーク化を通じて有機的に機能させていく必要があります。

活動拠点が行う相談支援は、人権の視点で市民からの相談を受け止めて適切な支援を行い、相談内容に応じては他の機関につなぐとともに、学校・地域・企業などを始めとした団体・グループにおける教育・啓発活動等への相談支援に努めること

(6) 交流連携機能

市民の参画と協働による人権啓発を推し進めていくためには、人権問題に取り組む学校・地域・企業などを始めとした団体・グループとの連携や相互交流が重要です。

活動拠点においては、これら団体・グループが互いに交流し、情報交換を行い、必要な連絡調整を行うことができる機会や場を提供するなど、市民活動への積極的な支援に努めること

4 施設の概要

上記の6つの機能を円滑かつ実効性あるものとするために、活動拠点は以下の施設、設備の整備に努めることとし、その整備にあたっては、それぞれの機能が有機的に結びつくような配置を考慮していく必要があります。

(1) 立地

設置場所は、利用者の利便性を考慮し、交通至便な場所への整備に努めること
市が所有する公共施設あるいは公共的複合施設への入居などによる整備も含め、幅広い視点から検討を進めること

(2) 施設内容

6つの保有すべき機能に対応して、市民のだれもが利用しやすい配慮のもとに、おおむね以下の施設内容や設備の整備・構築に努めること

① 多目的スペース

常設展示コーナーを設けるとともに、年間を通じて計画的に各人権分野等も考慮したテーマの企画展示等が可能であって、学校・地域・企業などを始めとした団体・グループの取り組みの発表や交流、参加や協働の場としても多目的に使えるスペースを確保すること

② 研修スペース

研修や学習を効果的かつ効率的に実施するために、視聴覚設備を備えたスペースを確保すること

③ 図書コーナー、ＩＴの活用

人権に関する各種資料、ビデオ・ＤＶＤ等の視聴覚資材を閲覧・視聴できる環境を整備すること

また、ＩＴ（注）を活用しての情報収集や情報提供に関するシステムを構築すること

（注）ＩＴ＝ Information Technology 情報工学、インターネットなどの情報通信技術

④ 相談・支援スペース

様々な人権相談や活動支援、啓発研修支援などに対応するため、相談者が安心して相談でき、プライバシーが確保された相談・支援スペースを確保すること

⑤ 交流スペース

人権に関して様々な角度から啓発や学習研修など取り組みを進めている各種の団体・グループが情報交換や交流、連携を促進するためのスペースを確保すること

⑥ 事務室等

活動拠点が円滑かつ効率よく管理運営されるための業務を行う場としての事務室、図書や各種調査研究等の資料を整理保管するための書庫、各種の啓発資料や資材などを保管する倉庫等を確保すること

(3) 面積

それぞれの施設内容や設備の整備・構築にあたっては、事業や業務が円滑かつ効果的に行われるために必要かつ十分な面積を確保すること

また、多目的な利用や兼用利用等を考慮して創意工夫ある活用を可能とするとともに、保有する6つの機能が効果的に達成できるよう努めること

5 管理運営

人権啓発の推進にあたっては、行政の果たすべき役割と責任が大きいことから、人権啓発等活動拠点の管理運営においても市が直接関与することによって、円滑かつ効果的な事業実施が実現され、活動拠点の設置の目的と基本理念が十分達成されることが重要です。

また活動拠点の運営については、人権啓発をより効果的に推し進めるために市民の参画と協働の基本理念に基づいて、広く市民の意見を反映するしくみを検討する必要があります。

おわりに

本検討委員会は、平成20年7月に第1回の委員会を開催して以降、他都市施設の視察を含め5回開催し、市が設置すべき活動拠点の機能、規模、事業及び立地場所等の内容について検討を重ねてきました。参考とすべき他都市の類似施設は、それぞれ立地する地域の実情等に応じて多種多様であり、名古屋市における人権啓発等活動拠点はどこにあるべきかを、限られた時間の中で真摯な議論や検討を経て、こうして提言としてまとめることができました。

財政状況が厳しい折ではありますが、市におかれては、「なごや人権施策推進プラン」がめざす「人間性豊かなまち・名古屋」の実現のため、この提言に込められた委員の思いを尊重して、早期に活動拠点の設置を進められることを要望します。

名古屋市人権啓発等活動拠点検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 人権啓発等活動拠点（以下「拠点」という。）の検討を行うため、人権啓発等活動拠点検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、名古屋市（以下「市」という。）が設置すべき拠点の機能、規模、事業並びに設置場所等の条件について内容を検討し、市長へ提言を行うものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会定数は、12人以内とし、学識経験者などの有識者のほか、公募による委員で組織する。

2 公募による委員の数は、4人以内とする。

3 委員は、人格が高潔で、人権に関し優れた識見を有する者とする。

4 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおく。

2 委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を総務し、委員会を招集する。

4 委員長は、あらかじめ委員長に事故があった場合代理を行うものを指名することが出来る。

(委員会の会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

5 委員会は、緊急を要する場合は、持ち回りによって会議を開催し、第2条の事務を行うことができる。

(部会)

第6条 委員会には、拠点の検討に関する事項を調査審議するため必要があるときは、委員の一部をもって部会をおくことができる。

(謝金)

第7条 委員会の委員の謝金は、出席1回につき12,300円、部会の委員の謝金は出席1回につき5,000円とする。

(支払時期)

第8条 謝金は、委員会及び部会の開催の都度、これを支出する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、名古屋市市民経済局人権施策推進室が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日より施行する。

委 員 名 簿

(五十音順、◎委員長、敬称略)

氏 名	役 職 等
浅 野 恭 子	公募
岩 崎 建 弥	元新聞社編集委員
木 村 剛	名古屋市社会福祉協議会副会長
小 島 祥 美	愛知淑徳大学コミュニティ・コラボレーションセンター講師
住 田 正 夫	弁護士
時 岡 新	金城学院大学現代文化学部准教授
名 波 龍 弘	公募
氷 室 かな	公募
山 崎 鈴 子	公募
◎山 本 徹	中京女子大学短期大学部教授
吉 田 あけみ	椋山女学園大学人間関係学部教授
渡 邊 紀久子	人権擁護委員

検討委員会の開催経過

	開催日時	開催場所	主な内容
第1回	平成20年7月18日 14時～16時	本庁舎5階 正庁	・委員長の選任 ・委員会の設置趣旨 ・本市の人権施策、拠点の基本的な考え方等について
第2回	平成20年8月26日 8時45分（出発） ～17時（帰着）	（視察）	三重県人権センター（津市） 近江八幡市人権センター（滋賀県）
第3回	平成20年9月4日 14時～16時	東庁舎1階 第12会議室	・第1回検討委員会における課題について ・視察施設について ・利用対象及び利用形態について ・機能と関連事業について
第4回	平成20年11月14日 14時～16時	本庁舎3階 第3A会議室	・人権啓発シンポジウムの開催について ・第3回検討委員会における議論について ・整備について ・提言について（構成、素案）
第5回	平成21年2月6日 14時～16時	東庁舎1階 第12会議室	・人権啓発シンポジウムの開催結果について ・第4回検討委員会における議論について ・提言について